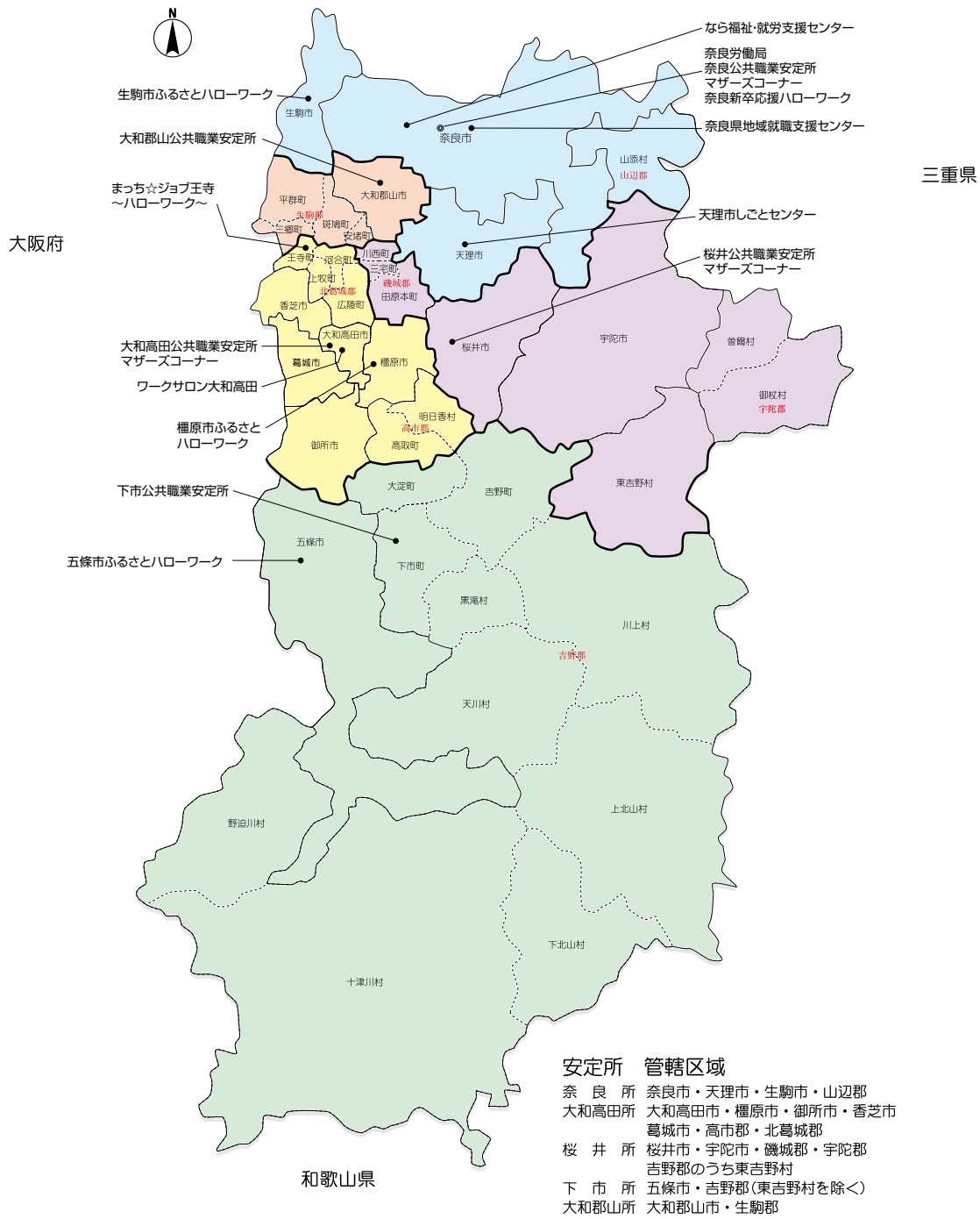
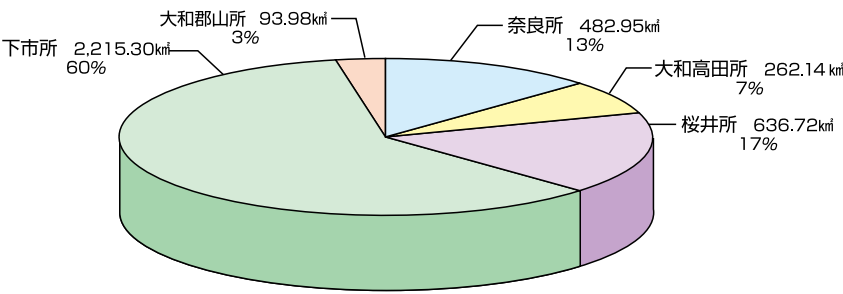


公共職業安定所管内図・用語の定義

公共職業安定所管内図



公共職業安定所別管轄面積比率



用 語 の 定 義

1. 職業紹介関係

(1) 一般関係

- ・ 一 般

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

- ・ 常 用

雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

- ・ 臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事をいい、季節とは季節的な労働需要に対し就労するもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するものをいう。この場合の期間の定めは、4か月未満、4か月以上の別を問わない。

- ・ パートタイム

毎日就労する者については、1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず1か月（日雇的パートタイムにおいては1週）の所定労働時間が、一般従業員より短いものをいう。なお、パートタイムは雇用期間の定めにより「常用的パートタイム」、「臨時的パートタイム」及び「日雇的パートタイム」に分けられる。

- ア 常用的パートタイム

パートタイムのうち、雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

- イ 臨時的パートタイム

パートタイムのうち、1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているもの、又は季節的に一定の期間を定めて就労するものをいう。

- ウ 日雇的パートタイム

パートタイムのうち、日々雇用されるか、又は1か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

- ・ 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期間が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。

- ・ 新規求職申込件数

期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。

- ・ 月間有効求職者数
「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- ・ 紹介件数
求職者と求人の結合を図るため、自安定所で紹介した件数をいう。
- ・ 就職件数
自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- ・ 雇用保険受給者
雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給を終了するまでの者をいう。
- ・ 雇用保険受給者の一般就職件数
受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- ・ 前月から繰越された有効求人数
前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。
- ・ 新規求人数
期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- ・ 月間有効求人数
「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- ・ 充足数
自安定所の有効求人が安定所（他安定所も含む）の紹介により求職者と結合した件数をいう。

（２） 新規学卒関係

学校教育法第５章、第６章及び第７章に規定する中学校・高等学校（ただし、専攻科、別科を除く。）及び第８章に規定する特別支援の新規卒業（予定）者の卒業後の常用就職に係る取扱数をいう。なお、定時制卒業予定者も対象となる。

（３） 日雇関係

日雇とは、日々雇用されるもの、又は１か月未満の雇用期間を定めて就労するものをいう。

(4) 諸比率の算出方法

$$\begin{aligned} \cdot \quad \text{求人倍率（新規）} &= \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}} \quad (\text{倍}) \\ \cdot \quad \text{求人倍率（有効）} &= \frac{\text{有効求人数}}{\text{有効求職者数}} \quad (\text{倍}) \\ \cdot \quad \text{紹介率} &= \frac{\text{紹介件数}}{\text{月間有効求職者数}} \times 100 (\%) \\ \cdot \quad \text{就職率（新規）} &= \frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100 (\%) \\ \cdot \quad \text{就職率（有効）} &= \frac{\text{就職件数}}{\text{有効求職者数}} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

2. 雇用保険関係

- ・ 離職票交付枚数
安定所が被保険者資格を喪失した者に交付した離職票の枚数をいう。
- ・ 離職票提出件数
失業給付を受けようとする者が安定所に来所して離職票を提出した件数をいう。
- ・ 受給資格決定件数
受け付けた離職票を審査して、安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- ・ 初回受給者数
同一求職者給付の受給期間における当該求職者給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。
- ・ 訓練延長給付
公共職業訓練等を受ける者に対する基本手当の延長給付をいう。
- ・ 受給者実人員
基本手当の給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

- ・ 給付延日数

所定給付日数内に給付を行った基本手当の延日数をいう。

- ・ 支給終了者数

同一求職者給付の受給期間内に所定給付日数分の基本手当を受け終った者の数をいう。なお、傷病手当を受給中に支給終了となった者も含む。